○那賀町ふるさと応援事業補助金交付要綱

平成30年10月18日

告示第41号

(趣旨)

第１条　この要綱は、那賀町ふるさと応援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、地域住民の合意形成があり、かつ、地域の個性を活かした公共性及び公益性のあるまちづくり事業に活用するものとして、町が受納したふるさと納税寄附金（以下「寄附金」という。）の一部を財源として交付することに関し、那賀町ふるさと寄附条例（平成２０年条例第２４号。以下「条例」という。）及び、那賀町補助金等交付規則(平成１７年那賀町規則第３４号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、条例第２条第１項の各号に掲げる事業区分に該当するものとし、町内で実施される地域活性化に資する事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

1. 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
2. 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
3. 積立金
4. 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める事業

(補助対象事業者)

第３条　補助金の交付の申請ができる法人又は団体等（以下「補助対象事業者」という。）は、寄附者（町外在住者に限る。以下同じ）から那賀町ふるさと応援事業補助金に係る指定寄附申込書（様式第１号）により補助対象事業を実施する補助対象事業者として指定された者とする。

２　補助対象事業者は、前条に掲げる事業を実施し、次の各号のすべてに該当するものとする。

1. 那賀町内に事業所を有すること。または、法人等の設立登記のための手続きに着手している者であること。
2. 指定を受けた補助対象事業の完了まで実施することができる者であること。
3. 町税及び町に納付すべき公共料金を完納している者であること。
4. 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業を営もうとする者でないこと。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第５号に規定する暴力団の構成員でない者
6. 破壊活動防止法（昭和２７年法律第２４０号）第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体に所属していない者

３　前項に規定する補助対象事業者が補助金の交付を申請するに当たっては、あらかじめ補助対象事業者として町長の指定を受けなければならない。

(指定の申請)

第４条　前条第３項の指定を受けようとする補助対象事業者は、那賀町ふるさと応援事業補助対象事業者指定申請書（様式第２号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

1. 事業計画書（様式第３号）
2. 法令遵守宣誓書（様式第４号）
3. 直近１か年の決算書または、直近の月次決算がわかる書類（設立の登記手続き中の者は除く）
4. 定款、履歴事項全部証明書
5. 完納証明書（ただし、町内に住所がある場合は省略可）
6. その他参考となる書類

(指定の決定)

第５条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、指定の決　定をするものとする。

２　町長は、前項の指定を決定したときは、速やかに那賀町ふるさと応援事業補助対象事業者指定決定通知書（様式第５号）により、申請者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第６条　町長は、前条第１項の指定を受けた補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定を取り消すことができる。

1. この要綱に違反したとき。
2. 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
3. 補助対象事業を中止し、または廃止したとき。
4. その他町長が不適当であると認めたとき。

２　町長は、前項の規定により指定を取り消された者が補助金の交付の決定を受けているときは規則第１２条の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助金額等)

第７条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要した経費のうち次に掲げる経費を除いたものをいう。

1. 資本金
2. 経常的な経費（事務費、人件費、光熱水費等）
3. 会議、懇親会、慰労会等における食料費

（4）前３号に掲げるもののほか、町長が補助対象経費として適当で

ないと認めた経費

２　補助金の額は補助対象事業者への寄附金額とする。ただし、前々年度１月から前年度の１２月までの間に町長が受納した寄附金のうち、寄附者が指定した指定団体及び補助対象事業に対する寄附金の合計額から受納に要した経費を差し引いた額（以下「補助上限額」という。）を限度とする。

３　補助対象事業が実施される地域において、町が事業主体になるべき関連事業等を実施する場合は、前項の補助上限額から概ね１割を差し引いた額を補助上限額とする。

４　町長は、１月１日から３月３１日までの間に、前年の寄附金の件数並びに翌年度の補助上限額を該当する補助対象事業者に通知するものとする。

(事業実施期間)

第８条　補助対象事業の実施期間は、４月１日から翌年３月３１日までの期間とする。

(交付申請及び決定)

第９条　補助対象事業者が第５条第１項の決定を受けて、補助金の交付を受けようとする時は、補助金交付申請書（様式第１号　規則第３条関係）に経費の根拠となる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があった場合において、審査の上適当と認めたときは、その結果を補助金交付決定通知書（様式第２号　規則第４条関係）により通知するものとする。

 (変更承認申請)

第１０条　補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、次に掲げる場合には、補助事業の変更承認申請書（様式第３号　規則第５条関係）を町長に提出し、補助事業の変更承認書（様式第４号　規則第５条関係）により承認を受けなければならない。

1. 補助金の額の変更を伴う補助対象経費の額の変更
2. 事業内容の変更（軽易なものを除く。）又は事業の中止

(実績報告書)

第１１条　補助対象事業者は、補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書（様式第５号　規則第８条関係）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、寄附金の活用を希望する取り組みとして補助対象事業および補助対象事業者を指定した寄附者に対し、当該事業の内容について報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第１２条　補助金の額は、前条第１項の規定による実績報告に基づき町長が確定するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助金確定通知書（様式第６号。規則第９条関係）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第１３条　町長は、前条第１項の規定による補助金の額の確定後、補助対象事業者からの請求により補助金を支払うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象事業者が補助金の額の確定前に補助金の支払いを希望する場合は、第５条第１項の交付決定後に概算払いをすることができる。

(補助対象事業者の責務)

第１３条　補助対象事業者は、寄附者に対して、自社製品（商品）の試供品送付や事業所見学など「事業に継続して関心を持ってもらうための取り組み」をしなければならない。

２　補助対象事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならない。

(補則)

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

　　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行し、平成３６年３月３１日限り、その効力を失う。但し、当該期日までに補助金の交付請求をした者については、この限りでない。